

川崎市シェアサイクル事業事業者募集要項
(公募型プロポーザル方式)

令和8年8月

川崎市建設緑政局自転車利活用推進室

目 次

第1章 事業内容に関する事項	1
1 事業目的	1
2 事業の概要	1
3 運営上の留意事項	1
(1) 法令等の遵守	1
(2) リスク分担の考え方	1
(3) 実施期間中の協定解除等について	1
(4) 実施期間の終了時について	2
第2章 募集に関する事項	2
1 募集方法	2
2 申請手続き	2
(1) 募集・選定スケジュール(予定)	2
(2) 応募に必要な書類	3
(3) 参加意向申出書の受付	4
(4) 質問書の受付、回答	4
(5) 提案書類等の受付	4
(6) 事業予定者の選定	4
(7) 辞退	4
3 応募に必要な資格等	4
(1) 応募資格	4
(2) 複数の事業者で応募する場合の条件	5
(3) 失格事項	5
(4) 留意事項	5
4 応募事業者に関する評価	6
5 計画書の内容	6
(1) 事業収支計画の提案	6
(2) 事業規模の提案	6
(3) 利用者サービス向上に向けた提案	6
(4) 広報・啓発活動の提案	6
(5) 地域貢献等の取組の提案	7
(6) 適正な運営・維持管理	7
(7) 効率的・効果的な維持管理・運営の提案	7

第3章 選定に関する事項	8
--------------	---

1 審査方法及び評価項目	8
（1）審査体制	8
（2）審査基準	8
（3）選定方法	9
（4）選定結果等	9
2 協定の締結	9
（1）協定の基本的な考え方	9
（2）主な協定内容	10
3 協定の解除等	10
（1）協定の解除及び事業運営の停止	10
（2）事業の継続が困難となった場合	10

第4章 その他	11
---------	----

1 情報公開及び個人情報保護	11
（1）情報公開（川崎市情報公開条例）	11
（2）個人情報保護（個人情報の保護に関する法律、川崎市個人情報の保護に 関する法律施行条例）	11
2 情報セキュリティ	11
3 知的財産権の帰属	11
4 担当部署	11

第1章 事業内容に関する事項

1 事業目的

本市では、川崎市自転車活用推進計画を策定し、その中で、自転車の活用の一環としてシェアサイクル事業の推進を位置付け、身近な地域交通における移動環境の充実を図るため、民間用地に加え、公園等の公共用地を活用することで、利便性の高い移動手段としてのシェアサイクルの利用・普及促進に取り組んできた。

このたび改定した川崎市自転車活用推進計画においても、引き続きシェアサイクルの普及促進を図ることとしており、事業趣旨を踏まえ、持続的かつ効果的な事業運営が可能な事業者を公募により選定し、本市との連携・協力のもと、シェアサイクル事業を実施する。

2 事業の概要

- 事業名 「川崎市シェアサイクル事業」
- 事業内容 「川崎市シェアサイクル事業」募集要項及び仕様書のとおり
- 実施期間 協定締結日から令和14年（2032年）3月31日まで
[運用開始は令和9年4月1日からを予定]
- 実施区域 市内全域とし、部分的な区域のみでの事業実施は不可とする。
- 基本要件 費用については、民間事業者主体による柔軟かつ持続可能な運用を要件とすることから、全て事業者の負担とし、公共用地の活用にあたっては、有償貸付とする。

3 運営上の留意事項

（1）法令等の遵守

自転車活用推進法、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律、放置防止条例及び同条例施行規則、労働基準法、最低賃金法、障害者差別解消法、労働安全衛生法、川崎市契約条例、個人情報の保護に関する法律、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例、川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例、その他関係法令の規定を遵守すること。

（2）リスク分担の考え方

資金調達、物価・金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクやシェアサイクルの利用者又は関連する第三者に損害を与えた場合に関する賠償費用については、すべて事業者の負担とする。なお、リスク分担の詳細については、選定された事業者との協定締結時に定めること。

（3）実施期間中の協定解除等について

ア 協定の解除及び事業運営の停止

本市は事業者が指示に従わないとき、又は当該事業者による事業を継続することが適当

でないと認めるときは協定を解除し、事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

イ 事業の継続が困難となった場合

事業者は、事業の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに本市に報告するとともに、本市と協議の上、利用者への影響が生じないよう十分な周知期間を設ける等の対応をとること。

(ア) 事業者の責に帰すべき事由による場合

本市が行う事業の改善勧告に従わない場合等、事業者の責に帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、本市は事業者の取消し又は事業の全部（一部を含む）の停止をすることができる。その場合、本市に生じた損害は事業者が賠償すること。また、次期事業者が円滑かつ支障なく、事業運営を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。

(イ) 当事者の責に帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び事業者双方の責に帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合には、事業継続の可否について協議する。

(4) 実施期間の終了時について

実施期間の終了後、次期事業者に事業を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく事業運営を遂行できるよう引継ぐこと。

第2章 募集に関する事項

1 募集方法

民間事業者のノウハウを活かし、公正・公平性などの観点から、幅広く参入機会を確保するため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集・選定する。

2 申請手続き

(1) 募集・選定スケジュール（予定）

募集及び選定のスケジュールは次のとおり。

募集要項の公表・配布	令和8年	8月28日（金）から
参加意向申出書の受付期限	令和8年	9月11日（金）まで
質問書の受付期限	令和8年	9月18日（金）まで
質問書の回答期限	令和8年	9月30日（水）まで
提案資格確認結果通知	令和8年	9月30日（水）
提案書類等の受付期限	令和8年	10月14日（水）まで
書類・プレゼンテーション審査	令和8年	11月16日（月）
選定結果通知	令和8年	11月下旬
選定事業者との協定締結	令和9年	3月中旬
事業開始	令和9年	4月1日から

(2) 応募に必要な書類

応募しようとする法人又はグループ（以下「事業者」という。）は、次に掲げる書類を提出すること。

併せて、Word 及び Excel のデータ及び財務状況等関係資料の PDF データを DVD-ROM 等で提出すること。

応募書類に不備がある場合は受け付けません。

「参加意向申出書の受付（令和 8 年 9 月 11 日まで）」

【申請書類等】

- ア 「プロポーザル参加意向申出書（第 1 号様式）」（正本 1 部）（押印必要）
- イ 「「川崎市シェアサイクル事業」への応募主体概要書（第 2 号様式）」（正本 1 部）
- ウ 「応募団体に関する届出」（第 2-1 号様式）」（正本 1 部）（押印必要）
- エ 「応募資格に関する申出書（第 3 号様式）」（正本 1 部）（押印必要）
- オ 「事業者の財務状況等関係資料（任意帳票、事業者ごと）」
 - （ア）団体の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類の写し並びに登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
 - （イ）財産目録（申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度）
 - （ウ）貸借対照表（申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度を含む直近 3 年度分）
 - （エ）損益計算書又は収支計算書（申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度を含む直近 3 年度分）
 - （オ）納税証明書（申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度を含む直近 3 年度分）
 - （カ）キャッシュフロー計算書（申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度を含む直近 3 年度分）
 - （キ）その他団体の財務状況を明らかにする書類（連結決算を行っている場合は、連結財務諸表等）
 - （ク）その他
- カ 「川崎市暴力団排除条例に係る宣誓書（第 3-1 号様式）」（正本 1 部）（押印必要）
- キ 「コンプライアンス（法令順守）に関する申告書（第 3-2 号様式）」（正本 1 部）（押印必要）

「提案書類等の受付（令和 8 年 10 月 14 日まで）」

【提案書類等】

- ア 「川崎市シェアサイクル事業」に関する計画書（第 5 号様式）（正本 1 部、副本 6 部）
- イ 川崎市シェアサイクル事業収支計画（第 5-1, 2 号様式）（正本 1 部、副本 6 部）
- ウ 川崎市シェアサイクル事業計画書（第 6-1～8 号様式）（正本 1 部、副本 6 部）
- エ 川崎市シェアサイクル事業サイクルポート設置計画書（第 7-1, 2 号様式）（正本 1 部、副本 6 部）
- オ その他付属資料、添付資料（様式自由）（正本 1 部、副本 6 部）

※注意事項

- ・応募に係る必要な書類は川崎市建設緑政局自転車利活用推進室（以下「自転車利活用推進室」という。）川崎市ホームページよりダウンロードすること。
- ・【提案書類等】については、正本は事業者名を記載し、副本は事業者名を記載せずに必要

部数を提出すること。

(3) 参加意向申出書の受付

- 受付期間 令和8年8月28日（金）から令和8年9月11日（金）まで
午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）
- 受付場所 川崎市建設緑政局自転車利活用推進室 自転車活用担当
川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎16階
- 受付方法 「(2) 応募に必要な書類」のうち【申請書類等】について所定の事項を記入のうえ、
自転車利活用推進室に持参又は郵送にて提出すること。（郵送の場合は、当日消印有効）

(4) 質問書の受付、回答

- 受付期間 令和8年8月28日（金）から令和8年9月18日（金）午後5時まで
- 受付方法 参加意向申出書を提出された事業者において質問がある場合には、「「川崎市シェアサイクル事業」に関する質問書（第4号様式）」に記入のうえ、自転車利活用推進室あてに電子メールにて提出すること。
- 回答方法 令和8年9月30日（水）までに順次、自転車利活用推進室ホームページ上に回答を掲載

(5) 提案書類等の受付

- 受付期間 令和8年10月7日（水）から令和8年10月14日（水）まで
午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）
- 受付場所 川崎市建設緑政局自転車利活用推進室 自転車活用担当
川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎16階
- 受付方法 「(2) 応募に必要な書類」のうち【提案書類等】について所定の事項を記入のうえ、
自転車利活用推進室に持参又は郵送すること。（郵送の場合は、当日消印有効）

(6) 事業予定者の選定

- 日 時 令和8年11月16日（月）（書類・プレゼンテーション審査）
プレゼンテーションの開始時間・説明方法等の詳細については、提案書類等受領後、個別に連絡

(7) 辞退

参加意向申出書の提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式8号様式）を提出すること。

3 応募に必要な資格等

(1) 応募資格

ア 法人又はグループ（以下「応募事業者」という。）での応募とし、個人での応募はできな

い。

イ グループの場合、構成員全員が本号ウ〜ケまでに掲げる要件を満たすこと。

ウ 日本国内において、シェアサイクルの運用実績を有することを要件とする。

エ 応募事業者は、地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者に該当しないことを要件とする。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札の参加を制限されていない者であることを要件とする。

カ 本市から指名停止処分を受けていない者であることを要件とする。

キ 応募事業者は、法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを要件とする。

ク 会社更生法（平成14年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立をしていない者、かつ、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立をしていない者であることを要件とする。

ケ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等または暴力団密接関係者でないことを要件とする。

（2）複数の事業者で応募する場合の条件

ア 複数の事業者で応募する場合、当該事業者は単独又は異なるグループでの応募はできません。

イ 応募書類を提出後、事業者の変更は原則として認めません。

ウ 複数の事業者で応募し選定された場合は、全ての事業者は事業運営及びそれに伴う責務の履行に関し、連帯して責任を負います。

（3）失格事項

下記に失格事項を定め、該当する場合は失格とします。

ア 応募書類等に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合

イ 本市が設置する選定委員会委員、本市職員その他本件関係者に対して、本件提案について接触した場合

ウ 労働諸法や個人情報保護法、その他法令に違反している場合

エ 提案時の基本方針が事業目的や本市の施策（総合計画の内容）に明らかに合致していない場合

オ その他、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

（4）留意事項

ア 応募書類の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

イ 応募に関して必要となる費用は応募事業者の負担とする。

ウ 提出された書類の提出期限以降の変更、修正、差し替え又は再提出はできません。ただし、市から書類不足、不備の補完、内容の不明点に関する回答のほか、追加資料を求める場合は、この限りではない。

エ 同一の応募事業者からの複数の応募書類の提出は不可とする。

オ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

カ 応募書類は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は同条例第8条第1項第4号の規定に基づき、開示の対象としない。

4 応募事業者に関する評価

財務状況、経営基盤及び事業実績を通じて評価する。（様式3、2（2）オ 財務状況等関係資料）

5 計画書の内容

現状のサイクルポートの規模を考慮し、更により多くの利用、利用サービスの向上、持続可能な運用等に寄与する提案とすること。（第5号様式）

（1）事業収支計画の提案

実施期間中（約5年間）の収支について、事業目的を実現し、安定的かつ持続可能な運営を行っていくために必要な経費と利用料金収入等について提案すること。（様式5-1、2号様式）

（2）事業規模の提案

公共用地及び民間用地を含めたサイクルポートの設置計画について、事業期間における設置目標の提案として、サイクルポートの設置計画、自転車の導入台数、利便性向上が求められる地域への設置を含めた拡充、サイクルポート共有について提案すること。（様式6-1、様式7-1、2号様式）

様式7-2号様式に使用するサイクルポートの位置を示す地図は任意とするが、公共用地・民間用地及び既存・新設のサイクルポートの区別ができる記載とすること。

また、公共用地のサイクルポートの設置箇所については、詳細な配置等がわかる資料等を併せて提出すること。（任意様式）

（3）利用者のサービス向上に向けた提案

本市の地域特性や利用ニーズを踏まえ、新規登録者の増加に繋がる具体的なサービス向上について提案すること。（様式6-2号様式）

（4）広報・啓発活動の提案

シェアサイクルの更なる利用の促進及び安全利用の推進について、具体的な実施媒体を示すことやイベント等を活用した広報・啓発活動について提案すること。（様式6-3号様式）

(5) 地域貢献等の取組の提案

市内居住者の雇用や市内事業者の活用及び地域への貢献に寄与する取組について提案すること。(様式6-4号様式)

(6) 適正な運営・維持管理

以下、適正な運営・維持管理方法等について記載すること。

ア 運営方法 (様式6-5号様式)

- (ア) 事業体制 (適正な運営体制・人員配置)
- (イ) 違法駐輪対策
- (ウ) 利用者への交通ルール・マナー啓発
- (エ) 事故・トラブル時の対応、問い合わせ対応
- (オ) 安全対策 (防犯登録・盗難防止対策)
- (カ) 保険加入
- (キ) 法令遵守

イ 利用方法 (様式6-6号様式)

- (ア) 登録～利用～決済までの簡易でわかりやすい利用方法
- (イ) 利用ニーズを踏まえた利用しやすい料金の工夫・設定
- (ウ) 多言語対応と多様な決済手段に対応したシステム

ウ 維持管理 (様式6-7号様式)

- (ア) 自転車、サイクルポートの仕様、安全性、耐久性、デザイン、設置・撤去方法
- (イ) 自転車の配置 (サイクルポートの空車・満車への運用、鉄道車両運行停止時等の緊急時における自転車の配置の提案)
- (ウ) 自転車・サイクルポートの維持管理 (整備、整理・清掃、管理 (除草等))

(7) 効率的・効果的な維持管理・運営の提案

一層の運用コストの削減や効率的・効果的な維持管理・運営方法等に繋がる提案とする。
(様式6-8号様式)

第3章 選定に関する事項

1 審査方法及び評価項目

(1) 審査体制

川崎市が設置する学識経験者等からなる建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会において、審査・選定を行う。

(2) 審査基準

審査基準ごとの審査の観点及びウエイトは次のとおり。

評価項目		評価の視点	評価点	
(1) 事業収支 (25) 【基準点 10】	① 運営能力	・ 財務状況や経営基盤	10	【5】
	② 事業収支計画	・ 5年間の継続的な事業採算性の確保	15	【5】
(2) 事業内容 (175) 【基準点 110】	③ 事業規模	・ サイクルポートの設置計画	15	【10】
		・ 自転車の導入台数	8	【8】
		・ 利便性向上が求められる地域への設置を含めた拡充の提案	15	【10】
		・ サイクルポート共有	20	【0】
	④ 利用者のサービス向上	・ 新規登録者の獲得に資するサービスの提供	10	【5】
	⑤ 広報及び啓発	・ 利用の促進及び安全利用の推進についての広報・啓発活動の提案	15	【5】
	⑥ 地域貢献等の取組	・ 地域雇用及び地域貢献への取組	10	【5】
	⑦ 運営方法	・ 運営が組織化され、適切な人員が配置されているか	7	【7】
		・ 違法駐輪対策	5	【5】
		・ 利用者への交通ルール・マナー啓発	10	【5】
		・ 事故・トラブル時の対応、問合せ・苦情対応	5	【5】
		・ 安全対策	5	【5】
		・ 保険加入	5	【5】
		・ 法令遵守	5	【5】
	⑧ 利用方法	・ 登録～利用～決済まで簡易でわかりやすい利用方法	5	【5】
		・ 利用料金の工夫・設定	5	【5】
		・ 多言語対応及び多様な決済手段に対応したシステム	5	【5】
	⑨ 維持管理	・ 自転車・サイクルポートの仕様	5	【5】
		・ 自転車の配置	10	【5】
		・ 自転車・ポートの維持管理	5	【5】
		・ 効率的・効果的な維持管理・運営	5	【0】
合計 (200) 【基準点 120】	9 項目		200	【120】

(3) 選定方法

- ア 川崎市が設置する選定委員会において、提案書類、関係書類及びプレゼンテーションの内容を審査の上、合計点が最も高い1者を事業予定者として決定する。ただし、合計点が、基準点を下回った場合は、事業予定者を決定せず、再度、選考を行う場合がある。
- イ 応募事業者が1者の場合も審査を行い、同様の取扱いとする。
- ウ 提案内容に虚偽の記載があると委員会が判断した場合は、得点の合計に関わらずその提案を失格とする。
- エ 得点が同点となった場合は、評価基準の③事業規模、④利用者サービス向上、⑤広報及び啓発、⑥地域貢献等の取組など、持続可能な運用に寄与する提案を求める項目の合計評価点が高いものを上位とする。
- オ この審査結果を参考に、市長が最終的に事業者を選定する。

(4) 選定結果等

- ア 選定結果については、書面にて通知
- イ 公平性、透明性等を図るため、選定結果及び審査内容の概要については、川崎市ホームページで公表

2 協定の締結

(1) 協定の基本的な考え方

選定された事業者は、川崎市と協議の上、速やかに「川崎市シェアサイクル事業」に関する協定を締結。なお、選定された事業者が、協定締結までに以下の事由に該当した場合は、その選定を取り消し、協定を締結しないことができるものとする。選定された事業者と協定の締結に至らなかった場合は、次点者と協議を行うものとし、本市に生じた損害は選定された事業者が賠償するものとする。

- ア 応募資格を喪失したとき。
- イ 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- ウ 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき。
- エ 財務状況の悪化等により、事業の履行に支障が生じると判断されるとき。
- オ 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切ではないと判断されるとき。
- カ その他、市長により、協定の締結が適当でないと判断されるとき。

(2) 主な協定内容

- ア 目的（事業の趣旨）に関する事項
- イ 実施期間に関する事項
- ウ 事業の範囲と費用負担に関する事項
- エ 事業の実施に関する事項
- オ 事業報告に関する事項
- カ 事業の中止・協定の解除等に関する事項
- キ 実施期間の満了時等の措置に関する事項
- ク 損害賠償に関する事項
- ケ 知的財産権に関する事項
- コ 不可抗力とリスク分担に関する事項
- サ その他市長が必要と認める事項

3 協定の解除等

(1) 協定の解除及び事業運営の停止

本市は事業者が指示に従わないとき、又は当該事業者による事業を継続することが適当でないと認めるときは、協定を解除し、事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(2) 事業の継続が困難となった場合

事業者は、事業の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに本市に報告するとともに、本市と協議の上、利用者への影響が生じないよう十分な周知期間を設ける等の対応を行うものとする。

ア 事業者の責に帰すべき事由による場合

本市が行う事業の改善勧告に従わない場合等、事業者の責に帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、本市は事業者の取消し又は事業の全部（一部を含む）の停止をすることができるものとする。その場合、本市に生じた損害は事業者が賠償するものとする。また、次期事業者が円滑かつ支障なく、事業運営を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

イ 当事者の責に帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び事業者双方の責に帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合には、事業継続の可否について協議するものとする。

第4章 その他

1 情報公開及び個人情報保護

(1) 情報公開（川崎市情報公開条例）

事業者は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）に基づき、当該事業に係る情報の公開に関して実施機関に準じた措置を講じること。

開示請求に係る公文書に事業者の役員又は職員の職、氏名等の情報がある場合で、当該情報がその職務の遂行に係るものであるときは当該情報が開示の対象となる。

(2) 個人情報保護（個人情報の保護に関する法律、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例）

事業者が本事業を通じて取得した個人情報については、適正な維持管理を行うとともに、必要な保護措置（協定に基づく個人情報管理責任者及び必要な規定を定めるなど）を講じること。

2 情報セキュリティ

事業者が本市の情報システムを利用して業務を行う場合には、本市の情報セキュリティ対策基準等を順守すること。

事業者が事業運営に当たり知り得た秘密を外部に漏らし、又は当該事業以外の目的で使用することはできない。

3 知的財産権の帰属

本事業の過程で生じた知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得し、又は登録等を出願する権利、その他のノウハウ及び技術情報等を含む。著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び報告書に含まれる知的財産権は、川崎市と事業者双方の共有のものとする。

事業者は、本事業で得られた知的財産権について、特許出願、実用新案登録出願または意匠登録出願する場合、川崎市と協議し同意を得る必要があります。なお、出願等に係る費用は、事業者の負担とする。

4 担当部署

川崎市建設緑政局自転車利活用推進室 自転車活用担当

住 所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎16階

TEL番号 044-200-2769

FAX番号 044-200-3979

電子メール 53ziten@city.kawasaki.jp